

春日部市手数料条例の一部を改正する条例

目次

第1章 教育環境（第1条）

第2章 建設（第2条）

附則

第1章 教育環境

第1条 春日部市手数料条例（平成17年条例第80号）の一部を次のように改正する。

（1）次の表中、改正前の欄の太線で囲まれた部分をそれに対応する改正後の欄の太線で囲まれた部分に改める。

改正後			改正前		
別表第2（第2条関係）			別表第2（第2条関係）		
法令に基づく事務に係る手数料			法令に基づく事務に係る手数料		
手数料を徴収する事務	手数料の名称	手数料の額	手数料を徴収する事務	手数料の名称	手数料の額
鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第19条の規定による登録票の交付又はその更新若しくは再交付	登録票の交付手数料又は更新手数料若しくは再交付手数料	1件につき 3,400円	鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第19条の規定による登録票の交付又はその更新若しくは再交付	登録票の交付手数料又は更新手数料若しくは再交付手数料	1件につき 3,400円
土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第22条第1項の規定による汚染土壤処理業の許可の申請に対する審査	汚染土壤処理業許可申請手数料	1件につき 240,000円			
土壤汚染対策法第22条第4項の規定による汚染土壤処理業の許可の	汚染土壤処理業許可更新申請手数料	1件につき 220,000円			

更新の申請に対する審査					
土壌汚染対策法第23条第1項の規定による汚染土壌処理業の許可に係る事項の変更の許可の申請に対する審査	汚染土壌処理業変更許可申請手数料	1件につき220,000円			

第2章 建設

第2条 春日部市手数料条例の一部を次のように改正する。

(1) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句に改める。

改正後			改正前		
別表第2（第2条関係） 法令に基づく事務に係る手数料			別表第2（第2条関係） 法令に基づく事務に係る手数料		
手数料を徴収する事務	手数料の名称	手数料の額	手数料を徴収する事務	手数料の名称	手数料の額
建築基準法第6条第1項（同法第87条第1項において準用する場合を含む。）の規定による建築物に関する確認の申請又は同法第18条第2項（同法第87条第1項において準用する場合を含む。）の規定による建築物に関する計画の通知に対する審査（次項に規定する審査を除く。）	建築物に関する確認申請又は計画通知手数料	1 建築基準法第6条第5項又は第18条第4項の構造計算適合性判定（以下この項において「構造計算適合性判定」という。）を要しない場合 建築物を建築する場合（移転する場合を除く。）にあっては、当該建築に係る部分の床面積の合計が （1） 30㎡以下 1件につき	建築基準法第6条第1項（同法第87条第1項において準用する場合を含む。）の規定による建築物に関する確認の申請又は同法第18条第2項（同法第87条第1項において準用する場合を含む。）の規定による建築物に関する計画の通知に対する審査（次項に規定する審査を除く。）	建築物に関する確認申請又は計画通知手数料	1 建築基準法第6条第5項又は第18条第4項の構造計算適合性判定（以下この項において「構造計算適合性判定」という。）を要しない場合 建築物を建築する場合（移転する場合を除く。）にあっては、当該建築に係る部分の床面積の合計が （1） 30㎡以下 1件につき

き 7,000
円
(2) 30㎡を
超え、100㎡
以下 1 件
につ
き 14,000
円
(3) 100㎡
を超え、200
㎡以下 1
件につ
き 24,000
円
(4) 200㎡
を超え、500
㎡以下 1
件につ
き 31,000
円
(5) 500㎡
を超え、
1,000㎡以
下 1 件に
つ
き 58,000
円
(6) 1,000
㎡を超え、
2,000㎡以
下 1 件に
つ
き 78,000
円
(7) 2,000
㎡を超え、
10,000㎡以
下 1 件に
つ
き 235,00
0円
(8) 10,000
㎡を超え、
50,000㎡以
下 1 件に

き 5,000
円
(2) 30㎡を
超え、100㎡
以下 1 件
につ
き 9,000
円
(3) 100㎡
を超え、200
㎡以下 1
件につ
き 14,000
円
(4) 200㎡
を超え、500
㎡以下 1
件につ
き 19,000
円
(5) 500㎡
を超え、
1,000㎡以
下 1 件に
つ
き 34,000
円
(6) 1,000
㎡を超え、
2,000㎡以
下 1 件に
つ
き 48,000
円
(7) 2,000
㎡を超え、
10,000㎡以
下 1 件に
つ
き 140,00
0円
(8) 10,000
㎡を超え、
50,000㎡以
下 1 件に

		つ き <u>420,000円</u> (9) 50,000 ㎡を超える 1 件につ き <u>777,000円</u> ※ 建築物を移 転し、その大 規模の修繕若 しくは大規模 の模様替えを し、又はその 用途を変更す る場合にあっ ては、当該移 転、修繕、模 様替え又は用 途の変更に係 る部分の床面 積の2分の1 について算定 する。			つ き <u>240,000円</u> (9) 50,000 ㎡を超える 1 件につ き <u>460,000円</u> ※ 建築物を移 転し、その大 規模の修繕若 しくは大規模 の模様替えを し、又はその 用途を変更す る場合にあっ ては、当該移 転、修繕、模 様替え又は用 途の変更に係 る部分の床面 積の2分の1 について算定 する。
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
建築基準法第87条の2において準用する同法第6条第1項の規定による建築設備に関する確認の申請又は同法第87条の2において準用する同法第18条第2項の規定による建築設備に関する計画の通知に対する審査	建築設備に関する確認申請又は計画通知手数料	(1) 昇降機を設置する場合 1 基につ き <u>14,000円</u> (小荷物専用昇降機については、<u>5,000円</u>) (2) 確認を受けた昇降機の計画の変更をして昇降機を設置する場合 1 基につ き <u>7,000円</u> (小荷物専用昇降機については、<u>4,000円</u>)		建築基準法第87条の2において準用する同法第6条第1項の規定による建築設備に関する確認の申請又は同法第87条の2において準用する同法第18条第2項の規定による建築設備に関する計画の通知に対する審査	(1) 昇降機を設置する場合 1 基につ き <u>9,000円</u> (小荷物専用昇降機については、<u>4,000円</u>) (2) 確認を受けた昇降機の計画の変更をして昇降機を設置する場合 1 基につ き <u>5,000円</u> (小荷物専用昇降機については、<u>3,000円</u>)

		(3) 昇降機以外の建築設備を設置する場合（建築物を建築する場合を除く。）一の建築設備につき <u>14,000円</u> (4) 確認を受けた昇降機以外の建築設備の計画の変更をして昇降機以外の建築設備を設置する場合（建築物を建築する場合を除く。）一の建築設備につき <u>7,000円</u>			(3) 昇降機以外の建築設備を設置する場合（建築物を建築する場合を除く。）一の建築設備につき <u>9,000円</u> (4) 確認を受けた昇降機以外の建築設備の計画の変更をして昇降機以外の建築設備を設置する場合（建築物を建築する場合を除く。）一の建築設備につき <u>5,000円</u>	
建築基準法第88条第1項若しくは第2項において準用する同法第6条第1項の規定による工作物に関する確認の申請又は同法第88条第1項若しくは第2項において準用する同法第18条第2項の規定による工作物に関する計画の通知に対する審査	工作物に関する確認申請又は計画通知手数料	(1) 工作物を築造する場合一の工作物につき <u>12,000円</u> (2) 確認を受けた工作物の計画の変更をして工作物を築造する場合一の工作物につき <u>5,000円</u>		建築基準法第88条第1項若しくは第2項において準用する同法第6条第1項の規定による工作物に関する確認の申請又は同法第88条第1項若しくは第2項において準用する同法第18条第2項の規定による工作物に関する計画の通知に対する審査	工作物に関する確認申請又は計画通知手数料	(1) 工作物を築造する場合一の工作物につき <u>8,000円</u> (2) 確認を受けた工作物の計画の変更をして工作物を築造する場合一の工作物につき <u>4,000円</u>
建築基準法第7条第1項又は第18条第14項の規定による	建築物に関する完了検査手数料	建築物を建築した場合（移転した場合を除く。）にあつては、当		建築基準法第7条第1項又は第18条第14項の規定による	建築物に関する完了検査手数料	建築物を建築した場合（移転した場合を除く。）にあつては、当

る建築物に関する完了検査

該建築に係る部分の床面積の合計が30㎡以下
1 件につき 14,000円
30㎡を超え、100㎡以下 1 件につき 17,000円
100㎡を超え、200㎡以下 1 件につき 24,000円
200㎡を超え、500㎡以下 1 件につき 35,000円
500㎡を超え、1,000㎡以下 1 件につき 59,000円
1,000㎡を超え、2,000㎡以下 1 件につき 82,000円
2,000㎡を超え、10,000㎡以下 1 件につき 208,000円
10,000㎡を超え、50,000㎡以下 1 件につき 331,000円
50,000㎡を超える 1 件につき 666,000円
※ 建築物を移転し、又はその大規模の修繕若しくは大規模の模様替えをした場合にあっては、当該移転、修繕又は模様替えに係る部分

る建築物に関する完了検査

該建築に係る部分の床面積の合計が30㎡以下
1 件につき 10,000円
30㎡を超え、100㎡以下 1 件につき 12,000円
100㎡を超え、200㎡以下 1 件につき 16,000円
200㎡を超え、500㎡以下 1 件につき 22,000円
500㎡を超え、1,000㎡以下 1 件につき 36,000円
1,000㎡を超え、2,000㎡以下 1 件につき 50,000円
2,000㎡を超え、10,000㎡以下 1 件につき 120,000円
10,000㎡を超え、50,000㎡以下 1 件につき 190,000円
50,000㎡を超える 1 件につき 380,000円
※ 建築物を移転し、又はその大規模の修繕若しくは大規模の模様替えをした場合にあっては、当該移転、修繕又は模様替えに係る部分

		の床面積の2分の1について算定する。
建築基準法第87条の2において準用する同法第7条第1項又は第18条第14項の規定による建築設備に関する完了検査	建築設備に関する完了検査手数料	(1) 昇降機の場合 一基につき <u>17,000円</u> (小荷物専用昇降機については、<u>10,000円</u>) (2) 昇降機以外の建築設備の場合（建築物を建築した場合を除く。）一の建築設備につき <u>17,000円</u>
建築基準法第88条第1項若しくは第2項において準用する同法第7条第1項又は第18条第14項の規定による工作物に関する完了検査	工作物に関する完了検査手数料	一の工作物につき <u>12,000円</u>
建築基準法第7条第1項の規定による同法第7条の3第5項の規定による中間検査合格証の交付を受けた建築物に関する完了検査又は同法第18条第14項の規定による同法第18条第19項の規定による中間	中間検査を受けた建築物に関する完了検査手数料	建築物を建築した場合（移転した場合を除く。）にあつては、当該建築に係る部分の床面積の合計が30㎡以下 1件につき <u>12,000円</u> 30㎡を超え、100㎡以下 1件につき <u>15,000円</u> 100㎡を超え、200㎡以下 1件につき

		の床面積の2分の1について算定する。
建築基準法第87条の2において準用する同法第7条第1項又は第18条第14項の規定による建築設備に関する完了検査	建築設備に関する完了検査手数料	(1) 昇降機の場合 一基につき <u>13,000円</u> (小荷物専用昇降機については、<u>8,000円</u>) (2) 昇降機以外の建築設備の場合（建築物を建築した場合を除く。）一の建築設備につき <u>13,000円</u>
建築基準法第88条第1項若しくは第2項において準用する同法第7条第1項又は第18条第14項の規定による工作物に関する完了検査	工作物に関する完了検査手数料	一の工作物につき <u>9,000円</u>
建築基準法第7条第1項の規定による同法第7条の3第5項の規定による中間検査合格証の交付を受けた建築物に関する完了検査又は同法第18条第14項の規定による同法第18条第19項の規定による中間	中間検査を受けた建築物に関する完了検査手数料	建築物を建築した場合（移転した場合を除く。）にあつては、当該建築に係る部分の床面積の合計が30㎡以下 1件につき <u>9,000円</u> 30㎡を超え、100㎡以下 1件につき <u>11,000円</u> 100㎡を超え、200㎡以下 1件につき

検査合格証の 交付を受けた 建築物に關する 完了検査		き <u>23,000円</u> 200㎡を超え、 500㎡以下 1 件につ き <u>33,000円</u> 500㎡を超え、 1,000㎡以下 1 件につ き <u>57,000円</u> 1,000㎡を超え、 2,000㎡以下 1 件につ き <u>77,000円</u> 2,000㎡を超え、 10,000㎡以下 1 件につ き <u>191,000円</u> 10,000㎡を超 え、50,000㎡以 下 1 件につ き <u>315,000円</u> 50,000㎡を超え る 1 件につ き <u>650,000円</u>	検査合格証の 交付を受けた 建築物に關する 完了検査		き <u>15,000円</u> 200㎡を超え、 500㎡以下 1 件につ き <u>21,000円</u> 500㎡を超え、 1,000㎡以下 1 件につ き <u>35,000円</u> 1,000㎡を超え、 2,000㎡以下 1 件につ き <u>47,000円</u> 2,000㎡を超え、 10,000㎡以下 1 件につ き <u>110,000円</u> 10,000㎡を超 え、50,000㎡以 下 1 件につ き <u>180,000円</u> 50,000㎡を超え る 1 件につ き <u>370,000円</u>
建築基準法第 7条の3第1 項又は第18条 第17項の規定 による建築物 に關する中間 検査	建築物に 關する中 間検査手 数料	中間検査を行う 部分の床面積の 合計が30㎡以下 1 件につ き <u>13,000円</u> 30㎡を超え、100 ㎡以下 1 件に つき <u>17,000円</u> 100㎡を超え、 200㎡以下 1 件につ き <u>23,000円</u> 200㎡を超え、 500㎡以下 1 件につ き <u>31,000円</u> 500㎡を超え、 1,000㎡以下 1 件につ き <u>52,000円</u>	建築基準法第 7条の3第1 項又は第18条 第17項の規定 による建築物 に關する中間 検査	建築物に 關する中 間検査手 数料	中間検査を行う 部分の床面積の 合計が30㎡以下 1 件につ き <u>9,000円</u> 30㎡を超え、100 ㎡以下 1 件に つき <u>11,000円</u> 100㎡を超え、 200㎡以下 1 件につ き <u>15,000円</u> 200㎡を超え、 500㎡以下 1 件につ き <u>20,000円</u> 500㎡を超え、 1,000㎡以下 1 件につ き <u>33,000円</u>

		1,000㎡を超え、 2,000㎡以下 1 件につ き <u>72,000円</u>			
		2,000㎡を超え、 10,000㎡以下 1 件につ き <u>165,000円</u>			
		10,000㎡を超 え、50,000㎡以 下 1 件につ き <u>261,000円</u>			
		50,000㎡を超え る 1 件につ き <u>552,000円</u>			
		※ 床面積の合 計は、最下階 の床の施工が 始まる前の工 程の場合にあ っては、最下 階の床がある ものとみなし て床面積を算 定し、それ以 外の工程の場 合にあって は、はり等の 床を支える構 造の主要な部 分が施工され ている場合に おいては、床 があるものと みなして床面 積を算定す る。ただし、 既に建築基準 法第7条の3 第4項又は第 18条第18項の 規定による中 間検査を行っ た部分の床面 積は除くもの			

		1,000㎡を超え、 2,000㎡以下 1 件につ き <u>45,000円</u>			
		2,000㎡を超え、 10,000㎡以下 1 件につ き <u>100,000円</u>			
		10,000㎡を超 え、50,000㎡以 下 1 件につ き <u>160,000円</u>			
		50,000㎡を超え る 1 件につ き <u>330,000円</u>			
		※ 床面積の合 計は、最下階 の床の施工が 始まる前の工 程の場合にあ っては、最下 階の床がある ものとみなし て床面積を算 定し、それ以 外の工程の場 合にあって は、はり等の 床を支える構 造の主要な部 分が施工され ている場合に おいては、床 があるものと みなして床面 積を算定す る。ただし、 既に建築基準 法第7条の3 第4項又は第 18条第18項の 規定による中 間検査を行っ た部分の床面 積は除くもの			

		とする。				とする。
--	--	------	--	--	--	------

附 則

(施行期日)

- 1 この条例中第 1 条の部分は平成 2 2 年 4 月 1 日から施行し、第 2 条の部分は平成 2 2 年 7 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 第 2 条の部分による改正後の春日部市手数料条例の規定は、平成 2 2 年 7 月 1 日以後の申請に係る手数料から適用し、同日前の申請に係る手数料については、なお従前の例による。